



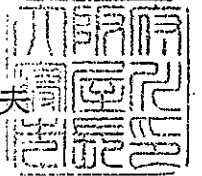
総人第 365 号

平成 30 年 6 月 6 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 森本 健司 様

寝屋川市長 北川 法夫



2018 年夏期総合生活改善闘争に関する要求書 (回答)

2018 年 5 月 11 日付、寝市役所労第 9 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 平成 29 年 12 月 1 日付総人第 1840 号で当局より提示のあった「人事・給与制度改革プランの策定について」は、各々の項目について協議を行い、労使合意を前提に実施すること。また、主査に代わる新しい管理監督職の在り方について早急に労使協議を開始すること。	1 人事・給与制度改革プランの各取組項目については、必要に応じ、協議を行う。管理監督職制度については、適正かつ実効性のある提案があれば必要に応じ協議する。
2 夏季一時金については、条例分を 6 月 29 日に支給すること。	2 平成 30 年 6 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 2.095 月分 (再任用職員については 1.075 月分) を標準とし、平成 30 年 6 月 29 日に支給する。

<p>3 夏季休暇については7日とし、取得期間は6月1日から10月31日までとすること。</p> <p>4 2019年度新規採用職員にあたっては、「第6期定員適正化計画」を基本に、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。特に、現業職員については採用を再開すること。</p> <p>5 各職場における人員配置については、退職予定者数等を十分考慮したうえで配置すること。</p> <p>6 人事評価制度については、被評価者が自己の評価結果について十分に納得する説明と、被評価者の評価を高めるための明確な指導と助言が評価者に求められています。そのため、各評価者が制度を熟知するまで、きっちりとした評価者研修を行うこと。</p> <p>7 7月の安全月間に職場巡視行動を実施し、そのための必要な体制を整備すること。また、メンタルヘルス対策のなおいっそうの充実に努めること。</p> <p>8 臨時・非常勤職員の賃金改善のため</p>	<p>3 夏季休暇については、5日間とし、取得期間は平成30年6月1日から平成30年10月31日までとする。</p> <p>4、5 人員の確保については、第6期定員適正化計画に基づき、計画的な採用に努める。</p> <p>また、平成31年度の職員採用については、中核市移行を見据えた中で、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、職種及び採用人数を決定する。</p> <p>6 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。</p> <p>7 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成に努める。</p> <p>8、9 会計年度任用職員制度の導入に</p>
---	--

め、2020年施行予定の地方公務員法等の対応にむけて、新たな一般職非常勤職員（会計年度任用職員）の勤務条件等に関し、制度確立にむけた協議・交渉を進めること。

9 法改正の主旨を踏まえ、現在寝屋川市で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと（引下げにつながる見直しを行わないこと）。

当っては、必要に応じて協議を行う。また、非正規職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、適切な制度運用に努める。